

周南市シティプロモーション市民ライター設置要領

(目的)

第1条 市民と協働することで周南市の魅力や情報の発信を市民目線で行い、市の認知度向上や市民のまちへの愛着の醸成などの周南市シティプロモーションを推進するため、周南市市民ライター（以下「市民ライター」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 市民ライターは、次に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 市ゆかりの人及び市内の話題、イベント、風景等を取材し、これによって作成した公正かつ中立的な記事及び撮影した写真又は動画（以下「記事等」という。）を市に提供すること。
- (2) その他市長が必要と認める広報活動。

(定数)

第3条 市民ライターの定数は、市長が別に定める。

(要件)

第4条 市民ライターの要件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 周南市のファンとして周南市の魅力を市内外に発信する意欲のある者で、18歳以上の者
- (2) その他市長が必要と認めるもの

(募集・選考)

第5条 市民ライターは、市長が別に定める活動要項により、募集及び選考を行うものとする。

(任命)

第6条 市長は、前条の規定による市民ライターの応募があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、当該応募者を市民ライターとして任命し、次の各号に掲げるものを交付する。

- (1) 周南市市民ライター任命書
- (2) 周南市市民ライター証
- (3) 周南市市民ライター名刺
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(活動期間)

第7条 市民ライターの活動期間は、任命された日からその日の属する年度の末日までとし再任を妨げない。ただし、再任の活動期間については、市長が別に定める。

(任命取消)

第8条 市長は、市民ライターが次の各号のいずれかに該当するときは、当該市民ライターの任命を取り消すことができる。

- (1) 市民ライターから退任の申出があったとき。
- (2) 第2条に規定する活動ができなくなったとき。
- (3) 第10条の規定に該当する行為を行ったとき。
- (4) その他市民ライターとして不適格であると市長が認めるとき。

(活動費)

第9条 市民ライターの活動に対する費用は、市長が別に定める。

(禁止行為)

第10条 市民ライターは、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 市民ライターの立場を濫用すること。
- (2) 市職員と誤認されるおそれのある言動をすること。
- (3) 取材先等に対して迷惑となること。
- (4) 市民ライターの活動と私事の活動を混同した言動をすること。
- (5) 市民ライター制度の円滑な運営を妨げること。
- (6) その他市長が適当でないことと認めること。

(取材活動への市の仲介等)

第11条 市民ライターが公共的団体等の活動を取材、または市からの依頼によって取材を行う場合、市は必要に応じて取材の仲介等を行い、市民ライターの取材活動の支援を行う。

(記事等の編集)

第12条 市民ライターが市に提供した記事等の著作権やその他の権利は、市民ライター及び市に帰属し、記事等に用いられている文言等について、市は、市民ライターの同意を得たうえで必要な編集を行うことができる。

2 市は、市民ライターが市に提供した記事等について、市民ライター自身のSNS等で同様の情報発信をすることについて妨げるものではない。

(記事等の掲載)

第13条 市長は、市民ライターが市に提供した記事等のうちから相当と認めるものを、市が運用する周南市シティプロモーションスペシャルサイトや周南市公式SNS等のWEBメディア、ならびに市が発行する広報紙やパンフレット、フリーペーパー等に掲載するものとする。

2 市長は市民ライターが市に提供した記事等について、当該記事等に次の各号のいずれかに該当する情報が含まれるときは、当該記事等については掲載しないものとする。

- (1) 市の品位を損なうおそれのある情報
- (2) 特定の個人や団体を誹謗中傷・批判するおそれのある情報
- (3) 法令等に違反、抵触するおそれのある情報
- (4) 公共良俗に反するおそれのある情報
- (5) 事実と相違又は誤認するおそれのある情報
- (6) 社会問題等について特定の個人や団体の主義主張に係る情報
- (7) 第三者の著作権や肖像権を侵害するおそれのある情報
- (8) 政治活動、宗教活動に係る情報
- (9) その他市長が不適切であると認める情報

(免責)

第14条 取材等において市民ライターが負ったけが、第三者に与えた損害等に対して、市は、市が損害保険会社と締結した市主催行事や市民活動に係る損害保険契約の範囲内において補償を行うものとし、その他の損害等に対して市は責任を負わない。

(庶務)

第15条 市民ライターに関する庶務は、移住交流推進課において処理する。

(その他)

第16条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、令和3年12月1日から施行する。

この要領は、令和4年10月11日から施行する。